加納高等学校 事務室

## 令和5年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金の募集について

本制度は、高校生等がいる低所得世帯を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。 「通常給付」と「家計急変」の 2 種類の申請方法があります。

下記の条件に該当される方で、給付を希望される方は、下記の期限までに申し出ください。

記

- 1. 申出先 加納高校 事務室 まで直接申し出ください。 申し出された方には、事務室にて関係書類をお渡しします。 「通常給付」・「家計急変」のどちらの申請書類が必要か、事前にご確認ください。
- 2. 通常給付 申出期限 令和5年8月7日(月)提出期限 令和5年8月31日(木)
- 3. 家計急変 申出期限 令和5年8月7日(月) 提出期限 令和5年8月31日(木)
  - ※8月以降、家計急変により経済的に低所得となられた場合の申請は、 令和6年2月まで随時受け付けます。事務室へご相談ください。
- 4. 奨学給付金の種類について

支給要件によって、申請の種類が 2 種類あります。 それぞれ、支給の対象となる要件が異なりますのでご注意ください。

## (1) 通常の申請 詳しくは、別紙「通常給付」参照

【支給要件】 ①②のいずれかに該当する方

- ①令和5年7月1日時点、生活保護法の規定による「生業扶助」を受けている。
- ②保護者全員の令和5年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税 (0円)である。

## (2) 家計急変による申請 詳しくは別紙「家計急変」参照

【支給要件】 家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町 村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者

※保護者等全員の年収見込額が、下記一覧表の世帯構成(注)に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

<世帯構成ごとの年収見込額>

世帯構成	寡婦(夫)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額	2,042,857	1,714,286	2,214,286	2,714,286	3,214,286
	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満

(注)世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

## 4. その他

申請についてご不明な点があれば、事務室までお問い合わせください。

加納高等学校 事務室 担当 片桐 電話 058-271-0431 (8:30~16:45)